

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

彦根市基本構想

平成22年6月

彦 根 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本市は、滋賀県東部に広がる湖東平野の北部に位置し、その立地条件を生かして稲麦を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、認定農業者や生産組織等の担い手においては、経営規模の拡大や集約的複合経営に取り組まれている。

今後は、集落による農用地の利用調整を活発にし、農地の流動化を一層推進するとともに、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、経営規模の拡大を志向する経営体と集約的経営を展開する経営体との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

さらに、自然と調和した環境にやさしい農業を展開する。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 本市の農業構造については、京阪神、中京、北陸の各経済圏に隣接していることから兼業化が進み、恒常的勤務による安定的兼業農家が増加している。こうした中で農地の資産的保有傾向は依然として強いが、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足は深刻化しており、兼業農家の高齢化や後継者不足に伴い、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進行している。

一方、中山間地域であり急傾斜で狭隘な農地が多い鳥居本地区や市街化区域に隣接している未整備地域である松原地区や河瀬地区の一部においては、農業就業人口の高齢化および減少等に伴って、農業後継者に継承されないまたは担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが点在しており、今後これが増加すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 本市は、このような地域の農業構造の現状およびその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市およびその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に係る団体が地域の農業の振興を図るための自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、隣接する愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町とともに、農業委員会、県農業農村振興事務所、農業協同組合等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、湖東地域農業担い手育成総合支援協議会を設置し、これまで集落営農の推進に重点的に取り組んできた経緯と実績を踏まえ、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするた

め、徹底した話し合いを促進する。

さらに、集落営農の生産性の向上や、望ましい経営を目指す農業者や、その集団およびこれら周辺農家に対して上記の湖東地域農業担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、集落段階での利用調整を基本に、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に本市南部にある稲枝地区において行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう一層努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止および解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成およびこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成および農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度および特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度および特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。また、多様な担い手による農業への新規参入や農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、東びわこ農業協同組合の受託者組合などと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業農村振興事務所と農業協同組合の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーター育成、受委託の促進等を図ることにより、地域および営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の

共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化および農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5. 本市は、湖東地域農業担い手育成総合支援協議会において、認定農業者または今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導および研修会の開催等を県農業農村振興事務所の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市および周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(別紙1)

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアおよび面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(別紙2)

2. その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況および営農活動の実態等の現状

本市では、米・麦・大豆を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者、集落営農組織などの担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業に支障が生じ、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し、及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用ビジョン

本市では分散農地を担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営改善が進まない可能性が高い。また、今後、離農等により一定量の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、平坦地も含め遊休農地化し、彦根市の農業振興に支障を及ぼすおそれがある。

このため、中山間地域の鳥居本地域においては、農用地利用改善団体の整備と合わせて特定農業団体等の育成を進めるとともに農用地の遊休化の防止に努め、平地であるその他の地域においては、認定農業者、集落営農組織など、効率的かつ安定的な経営体を育成することにより、本市の農地について効率的な利用が図られることを目指す。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

利用権設定等促進事業

農地保有合理化事業の実施を促進する事業

農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

農用地利用改善事業の実施を促進する事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保を促進する事業

その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 干拓地である曾根沼地区および稲枝東地区においては、県営経営体育成基盤整備事業の実施が進められており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、農道や用排水路等の施設の維持管理に努め、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域である鳥居本西部地区においては、中山間地で生産条件が不利なうえに、耕作

者の高齢化により遊休農地が点在しており、昔ながらの零細経営による農業が営まれているため、現在進められている県営中山間地域総合整備事業の実施に伴い、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化するとともに、生産組織等の担い手の育成を図り、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

ウ 認定農業者または今後認定を受けようとする農業者、生産組織等の担い手が不足する地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度および特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度および特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

利用権の設定等を受ける者が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）および（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）および（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項

の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人、法第4条第3項第1号口に規定する農地利用集積円滑化事業及び農業構造の改善に資するための事業を行う農用地利用集積円滑化団体または独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、または農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。

賃貸借または使用貸借により権利の設定を受ける者が法第18条第2項6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて本市長に確約書を提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者のことをいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明等を本市へ提出すること。

農業生産法人の組合員、社員または株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

からに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙3のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（または移転）される利用権の存続期間（または残存期間）の基準、借賃の算定基準および支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準および決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準および支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙4のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

本市は、開発して農用地または農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体および農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

本市は、の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

本市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（または移転）された利用権の存続期間（または残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（または移転）を内容として定める。

(5) 要請および申出

本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者または利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

本市の区域の全部または一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

農用地利用改善団体および営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

本市の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項または第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用

権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

、 および に定める申出を行う場合において、(4)の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(または移転)されている利用権の存続期間(または残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

本市は、(5)の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

本市は、(5)の、 および の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合または土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

、 に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地およびその者の現に耕作または養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善および安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

利用権の設定等を受ける者の氏名または名称および住所

に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目および面積

なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。)である場合には、賃借権または使用貸借による権利の設定に限る。

に規定する者に に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名または名称および住所

に規定する者が設定(または移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(または移転の時期)、存続期間(または残存期間)、借賃およびその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準および決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(または移転)に係る法律関係

に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価および(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認

められる場合に賃貸借または使用貸借の解除をする旨の条件

に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合には定款の写しも）を添えて本市長に提出する旨

ア に規定する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ に規定する者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積または栽培面積、生産数量および単収

エ に規定する者が行う耕作または養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上に及ぼしている影響

オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、 が行う耕作又は養畜の事業に従事する者の役職名及び氏名並びに の行う耕作または養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

に規定する者が、 以外の設定または移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及び に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止する取決め
に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の に規定する土地ごとに(7)の に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときまたは(5)の の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨およびその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の から までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（もしくは移転し）または所有権が移転するものとする。

(1 1) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(1 2) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃または対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(1 3) 賃借権または使用貸借による権利設定を受けた者に対する勧告

本市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた法第 1 8 条第 2 項第 6 号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

その者がその農用地において行う耕作または養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(1 4) 農用地利用集積計画の取消し

本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃貸借または使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた法第 1 8 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借または使用貸借の解除をしないとき。

(1 3)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(1 5) 取消の公告

本市は、(1 4)の取消しをしたときは、(1 4)の 及び に係る賃貸借または使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨および当該農用地利用集積計画のうち取消にかかる部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(1 4)による取消しに係る賃貸借または使用貸借は解除されたものとみなす。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等(法第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化事業、同条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施等)の働きかけ等を行う。

2 . 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

(1)本市は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う滋賀県農林漁業後継者特別対策基金との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同基金が行う事業の実施の促進を図る。

(2)本市、農業委員会、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体は、滋賀県農林漁業後継者特

別対策基金が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、滋賀県農林漁業後継者特別対策基金に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、本市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体事業の実施の促進を図る。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸し付け等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用および農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その区域(1~数集落)から一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

農用地利用規程においては、に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

(2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別

記様式第6号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

本市は、 の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

から までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

(5)の に規定する団体は、農用地の保有および利用の現況および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(特定農業法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人または特定農業団体の名称および住所

イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項

本市は、 に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の の認定をする。

ア のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

特定農用地利用規程で定められた特定農業法人および特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

本市は、（5）の に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業農村振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人（滋賀県農林漁業後継者特別対策基金）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、湖東地域農業担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5．農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本市は、県営ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 本市は、稲枝地区農業農村活性化農業構造改善モデル事業（平成元年度～平成5年度）による近代化施設の整備を実施し、農村の活性化を図っているところであるが、今後も農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に稲枝地区を中心に行っているような面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用（ブロックローテーション方式）を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- エ 本市は、彦根南部地区農村総合整備モデル事業（昭和57年度～平成10年度）による

集落排水事業を実施し、定住条件の整備を行ったが、今後も適正な維持管理を実施し、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

事業推進体制等

本市は、農業委員会、県農業農村振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成およびこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区および農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、湖東地域農業担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市において農地利用集積円滑化事業を実施する者については、地域における認定農業者等担い手の現状、農地実情などに精通した要員を有しており、農地利用集積円滑化事業について、的確かつ迅速に対応できる者が実施するものとする。

なお、本市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化事業を行う者に対し、毎年度、前年度の事業実績および当該年度の事業実施計画について報告を求めものとする。

2. 区域の基準

本市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域は、本市全域とする。

なお、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））および農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を記載しなくてはならない。

農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付けまたは農業の経営もしくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）
- イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
 - 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れおよび借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡しおよび貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
 - 研修等事業の内容および当該事業の実施に関する事項
 - 事業実施地域に関する事項
 - 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、農地保有合理化法人、都道府県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項
 - その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項
- (2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

本市における農用地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、大規模経営を行う認定農業者を中心とした担い手が経営のコストダウンを図り、より一層経営の効率が図られるよう、効率的かつ安定的な経営体を中心に行う。
- (3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこと。

なお、委任事務の範囲は下記事項を基本とするが詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結すること。

利用権の設定等または農作業の委託の相手方として適当と認められる者の選定に関すること。

適格者との利用権の設定等または農作業の委託を行う場合の条件等の協議および調整に関すること。

委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新および解除、農地法第3条第1項の許可の申請ならびに農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。

委任土地に係る農作業の委託に関する契約の締結、変更、更新および解除に関すること。
- (4) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

農用地等の売買価格は、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定める。

農用地等の借賃については、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定める。
- (5) 他の関係機関および関係団体との連携に関する事項

本市は農地利用集積円滑化事業の円滑な実施のために農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関および関係団体による検討の場を設ける。
- (6) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

本市が農地利用集積円滑化事業規程を承認する際は、農地利用集積円滑化事業を行おうと

する者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほか申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

本市に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

ア 農地利用集積円滑化事業規程

イ 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人または一般財団法人にあっては、定款

ウ 法第4条第3項第2号に掲げる者にあっては、定款または規約

本市は、農地利用集積円滑化事業規程の承認に当たっては、次に掲げる基準をすべて満たす場合のみ行う。

ア 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

イ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、事業実施地域の全部または一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

キ カのほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

ク 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体ならびに農地保有合理化法人、都道府県農業会議、農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。

ケ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地または開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業および農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものであること。

a 農業用排水施設、農業用道路その他農用地保全または利用上必要な施設

b 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵または出荷の用に供する施設。

c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵または保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵または保管を除く）の用に供する施設。

d 廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

コ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる農業用施設の用に供される土地または開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農

地所有者代理事業および農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- a 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全または利用上必要な施設
- b 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、出荷、調整、貯蔵または出荷の用に供する施設
- c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵または保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵または保管を除く）の用に供する施設
- d 廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

本市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認しようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。

本市は農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨および当該承認に係る事業の種類を本市の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

- ア 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称および住所
- イ 農地利用集積円滑化事業の実施地域
- ウ 農地利用集積円滑化事業の種類
- エ その他必要な事項

農地利用集積円滑化事業規程の変更または廃止については、、を準用する。

(7) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

本市は、次に掲げる場合または次に掲げる場合に該当するおそれがある場合は農地利用集積円滑化団体に対し、その業務または資産の状況に関して必要な報告をさせる。

農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地等の買入価格または売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等、農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合

その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

なお、報告徴収した内容から から に該当すると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

(8) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

本市は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

農地利用集積円滑化団体が法4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人または一般財団法人等でなくなったとき。

(7)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(7)のなお書きの命令に違反したとき。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、平成 6年 4月 1日から施行する。
2. この基本構想は、平成 9年 4月 1日から施行する。
3. この基本構想は、平成 18年 8月 31日から施行する。
4. この基本構想は、平成 22年 6月 10日から施行する。

別紙 1 (第 2 関係)

効率的かつ安定的な農業経営指標

1. 集落協業組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作 集落営農経営 主たる従事者 1 人	【経営面積】 30.0ha 【作付面積等内訳】 水稻 = 18.0ha 麦 = 12.0ha 大豆 = 12.0ha	【資本装備】 トラクター (43ps) 2台 田植機 (6条側条施肥) 2台 コンバイン (4条) 2台 大豆コンバイン (24ps) 1台 他 【その他】 麦、大豆については二毛作 2ha 程度の団地化された農用地	一元経理 複式簿記記帳の実施	参加農家の状況を総合的に判断して、出役人員を確保する。

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人または世帯が、共同で農業を営むか、またはこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの (例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第 1 で掲げた目標に到達することを基本とする。

2. 土地利用型組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作 土地利用型経営 主たる従事者3人	【経営面積】 50.0ha 【作付面積等内訳】 水稻 = 20.0ha 麦 = 13.5ha 大豆 = 13.5ha 作業受託(基幹3作業) ・水稻 = 10.0ha ・麦 = 6.5ha ・大豆 = 6.5ha	【資本装備】 トラクター(43ps) 2台 トラクター(33ps) 1台 田植機(6条側条施肥) 2台 コンバイン(4条刈) 2台 大豆コンバイン 1台 他 【その他】 麦、大豆については二毛作 2ha程度の団地化された農用地	複式簿記記帳の実施 青色申告の実施	春秋の農繁期における 臨時雇用従事者の確保

3. 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作 土地利用型経営	【経営面積】 水稲等 23.0ha 【作付面積等内訳】 水稲 = 12.0ha 麦 = 8.0ha 大豆 = 8.0ha 作業受託(基幹3作業) ・水稲= 1.8ha ・麦 = 1.2ha ・大豆= 1.2ha	【資本装備】 トラクター(43ps) 1台 トラクター(33ps) 1台 田植機(6条側条施肥) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 他 【その他】 麦、大豆については二毛作 2ha程度の団地化された農用地	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1~2人として示している。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作 + 施設野菜 水稲複合経営	【経営面積】 水稲等 6.0ha 野菜 4,500m ² 【作付面積等内訳】 水稲 = 3.0ha 麦 = 2.0ha 大豆 = 2.0ha 作業受託(基幹3作業) ・水稲 = 0.6ha ・麦 = 0.4ha ・大豆 = 0.4ha 施設野菜 = 4,500m ²	【資本装備】 ビニールパイプハウス トラクター(33ps) 1台 田植機(6条植) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 他 【その他】 麦、大豆については二毛作 0.6ha程度の団地化された農 用地 完熟堆肥の施用による土づくり	複式簿記記帳の実施に より経営と家計の分離 を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に 基づく給料制、休日制 の導入 春秋の農繁期における 臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜 専作経営	【経営面積】 野菜 6,000m ² 【作付面積等内訳】 施設野菜(軟弱野菜) = 6,000m ²	【資本装備】 ビニールパイプハウス トラクター(15ps) 1台 管理機 1台 播種機 1台 動力噴霧器 1台 他 完熟堆肥の施用による土づくり	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作 + 露地野菜 水稲複合経営	【経営面積】 水稲等 11.0ha 野菜 1.0ha 【作付面積等内訳】 水稲 = 5.5ha 麦 = 4.0ha 大豆 = 4.0ha 作業受託（基幹3作業） ・水稲 = 0.6ha ・麦 = 0.4ha ・大豆 = 0.4ha 露地野菜 = 1.0ha	【資本装備】 トラクター（33ps） 1台 田植機（6条植） 1台 コンバイン（4条刈） 1台 他 【その他】 麦、大豆については二毛作 0.6ha程度の団地化された農 用地 完熟堆肥の施用による土づくり	複式簿記記帳の実施に より経営と家計の分離 を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に 基づく給料制、休日制 の導入 春秋の農繁期における 臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作 + 果樹 水稲複合経営	【経営面積】 水稲等 6.0 ha 果樹 0.75 ha 【作付面積等内訳】 水稲 = 3.0 ha 麦 = 2.0 ha 大豆 = 2.0 ha 作業受託（基幹3作業） ・水稲 = 0.6 ha ・麦 = 0.4 ha ・大豆 = 0.4 ha 果樹 = 0.75 ha （日本梨）	【資本装備】 トラクター（33ps） 1台 田植機（6条植） 1台 コンバイン（4条刈） 1台 他 【その他】 麦、大豆については二毛作 0.6 ha 程度の団地化された農 用地 完熟堆肥の施用による土づくり	複式簿記記帳の実施に より経営と家計の分離 を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に 基づく給料制、休日制 の導入 春秋の農繁期における 臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻作 + 花き 水稻複合経営	【経営面積】 水稻等 6.0 ha 花き 0.5 ha 【作付面積等内訳】 水稻 = 3.0 ha 麦 = 2.0 ha 大豆 = 2.0 ha 作業受託（基幹3作業） ・水稻 = 0.6 ha ・麦 = 0.4 ha ・大豆 = 0.4 ha 花き = 0.5 ha （小菊）	【資本装備】 トラクター（33ps） 1台 田植機（6条植） 1台 コンバイン（4条刈） 1台 他 【その他】 麦、大豆については二毛作 0.6 ha 程度の団地化された農 用地 完熟堆肥の施用による土づくり	複式簿記記帳の実施に より経営と家計の分離 を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に 基づく給料制、休日制 の導入 春秋の農繁期における 臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作 + 搾乳牛 水稲複合経営	【経営面積等】 水稲 牧草 7.0 ha 搾乳牛 40頭 【作付面積等内訳】 水稲 = 3.0 ha 麦 = 2.5 ha 大豆 = 2.5 ha 作業受託（基幹3作業） ・水稲 = 0.9 ha ・麦 = 0.6 ha ・大豆 = 0.6 ha 搾乳牛 = 40頭	【資本装備】 トラクター（33ps） 1台 田植機（6条植） 1台 コンバイン（4条刈） 1台 他 【その他】 麦、大豆については二毛作 0.6 ha 程度の団地化された農 用地	複式簿記記帳の実施に より経営と家計の分離 を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に 基づく給料制、休日制 の導入 春秋の農繁期における 臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
採卵鶏 専業経営	【経営規模】 鶏 15,000羽	【資本装備】 鶏舎（開放高床式） 乾燥ハウス（ふん尿処理） 飼料タンク 4t ケージ ケージ台 3台 ニップル式給水器 3台 自動給餌機 3台 自動収卵機 3台 他	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
菌茸類 専業経営	【経営規模】 年间接種ほだ木本数 = 10,000本 稼働ほだ木本数 = 30,000本	【資本装備】 パイプハウス一式	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保

別紙2（第3関係）

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアおよび面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアおよび面的集積の目標	備考
面積のシェア：70% なお、面的集積についての目標については、農地利用集積円滑化事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする	

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫およびこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 「面的集積についての目標」は定量的な表現、定性的な表現のどちらでも構わない。
- 3 目標年次はおおむね10年先とする。

別紙3（第4の1の（1） 関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）または畜産公社（農地法施行令第6条2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）または生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人または農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙4（第4の1（2）関係）

農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

存続期間（または残存期間）	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
<p>1．存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2．残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3．農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（または移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（または残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1．農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2．採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3．開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4．借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1．から3．までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1．借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2．1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3．借賃を金銭以外のもの定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1．農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（または移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2．農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（または移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額またはその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定めるものとする。</p>

混牧林地または農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

存続期間（または残存期間）	借賃の算定基準	借賃の支払方法	有益費の償還
の に同じ。	<p>1．混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2．農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3．開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、の の3と同じ。</p>	の に同じ。	の に同じ。

農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利の設定を受ける場合

存続期間	損益の算定基準	損益の決済方法	有益費の償還
の に同じ。	<p>1．作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2．1．の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	の に同じ。この場合においての 中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	の に同じ。

所有権の移転を受ける場合

対価の算定基準	対価の支払方法	所有権の移転の時期
<p>土地の種類および農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、または所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>